

タクシー特措法の施行状況等

【タクシー特措法の制定趣旨】

平成20年2月、交通政策審議会において、供給過剰がタクシー事業を巡る諸問題の根本的な問題であり、各地域ごとに多様な関係者による総合的な取り組みが重要であるとの答申がなされ、当該答申を踏まえ、供給過剰の問題の解決を図るため、タクシー適正化・活性化特措法（以下「旧タクシー特措法」という。）を立案。

【タクシー特措法の施行状況等】

- ◆ 平成21年 6月：旧タクシー特措法の成立
- ◆ 平成21年10月：旧タクシー特措法の施行（順次、特定地域に指定し、最大で157地域）
- ◆ 平成25年10月：自民党、公明党及び民主党の三党共同で第185回臨時国会に改正タクシー特措法案を提出
- ◆ 平成25年11月：【衆／国交委】法案審議（3.5時間）
【参／国交委】法案審議（2.25時間）
衆議院・参議院ともに賛成多数により可決
- ◆ 平成26年 1月：改正タクシー特措法の施行
（関係法令を制定し、旧タクシー特措法の特定地域を準特定地域に指定）
- ◆ 平成26年 4月：公定幅運賃制度の導入
- ◆ 平成26年10月：準特定地域の見直し（1地域を追加指定、3地域を指定解除）
- ◆ 平成26年12月：特定地域の指定基準をパブリックコメント

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特措法

旧

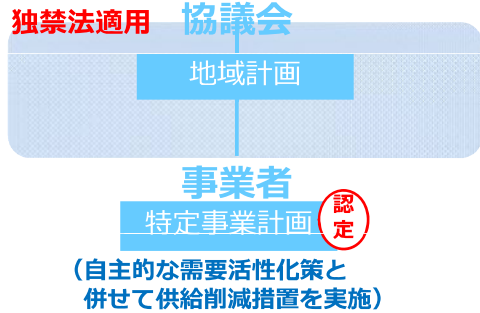
新

- 原則
- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増車：届出制
 - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

- 原則
- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増車：届出制
 - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

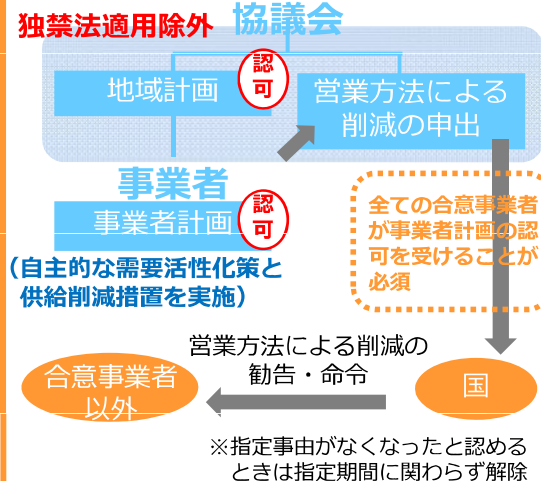
- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

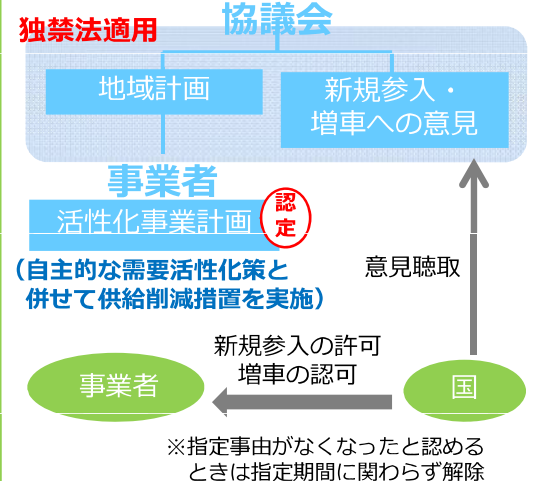
特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止 期間3年
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



タク特法

全国	指定地域 （政令で指定）	特定指定地域 （政令で指定）
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

全国	指定地域 （告示で指定）	特定指定地域 （告示で指定）
登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕	登録制 〔試験〕

道路運送法

- ◆ **過労運転防止措置の義務付け**
過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ
- ◆ **事業者に対する適正化事業の実施**
貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備